

特集 3

カナダ人権法と電話通信・テレビ放映による差別

桑 原 昌 宏

一、法的枠組み

1、連邦法と表現の自由規制

カナダには人権委員会が各州と連邦にあり、これらの委員会は、表現の自由を乱用した人権侵害があったので救済してもらいたいという申し立てを取り扱う。本稿ではそのうち、連邦政府の機関である連邦人権委員会の、表現の自由による人権侵害事件を取り扱う。

事件を類型化すると、テレビ、ラジオなど公共放送手段により、特定の人種などのグループを差別する画像や表現

を送った場合もあり、その外に個人が特定の宗教などを差別する意見をテープに録音し、それを不特定多数の人に電話を通じて聞かした事件もある。さらに、放送の取材に際し、差別事件の取材を拒否したことが差別行為に当たらないとされた事件、取材の客観性を担保するために、利害関係者を夫に持てば解雇されてもやむをえぬという事件もある。興味ある問題を提起している。

連邦人権法は七八年三月一日に公布されたが、その第一三条第一項は、電話によるコミュニケーションによる差別を禁止する詳細な規定を置いている。わが国は、もともと、差別を禁止する基本法は一般的な定めをもつ憲法一四条以外になく、まして、次に紹介するような具体的規定も

ないので、今後、立法論を展開する際に参考にならう。

まず前提として同第三条は禁止される差別理由について定める。すなわち「人種、国籍又は種族、皮膚の色、宗教、年令、性、既婚、家族の地位、障害、刑期終了後の前科歴は、本法の全ての目的からみて、差別禁止理由である」。ジョン・ティラーとウエスタン・ガード党事件は、ユダヤ人に対する嫌悪を呼ぶ録音電話が問題になったので、右の差別理由のうち、人種および宗教を理由とする差別の事件であった。しかし、人権法は表現の自由にかかわる差別については、特別の規定を置いているのである。

連邦人権法第一三条は次のように定める。「連邦議会の管轄下にある電信電話設備を使って、特定の個人又はグループに属する人が禁止されている差別禁止類型に該当する事実を伝えることを、電話による通信、または電話通信でできるようにすることにより、嫌悪の情または侮辱感を惹起せしめうるいかなることも、個人または共謀するグループがすることは、差別的行為である」(第一項)。「前第一項は、放送事業の設備を用いて、その全体的または部分的に放送されることについては、適用しない」(第二項)。

この第一三条は、次の問題点をもっている。(1)差別的通信を禁じてはいるが、電話による場合のみを禁止し、ラジオやテレビといった放送手段による場合は禁止していない

い。(2)電話による禁止も、繰り返されることを条件としており、一回だけの電話による場合は禁止されていない。(3)電話通信とはいえ、その電話事業が、議会の立法により設立、運営されている電話が使われれば禁止の対象になるのであって、こういう事業型態をとっていないアントバ州やサスワッチリン州のように完全な民営事業による電話を用いた事件には適用されない。(4)電話内容が真実であるとか、公正なコメントであるとか、住民の福祉に貢献する、といったものであっても、右の規定に違反する。(5)同条違反を問われるのは、その電話メッセージを送るか、送れる条件をつくった人物であって、電話事業関係者ではない。(6)同条に違反したことが明らかにしても、連邦人権委員会は、その行為を中止することを命じることができるが、その差別的行為によって生じた精神的または経済的不利益を金銭賠償するよう命じることができない(第四二条第一項a号)。

さて、このような規定が定められた理由は、後述するジョン・ティラーおよびウエスタン・ガード党事件がオンタリオ州で発生したからである。同州の人権法典も刑法典も、嫌悪の情をもたらす文書およびグループによる名誉毀損を禁止してはいるものの、ユダヤ人といった特定の人種や宗教に属するグループを侮辱する内容が録音されて、そ

こへ電話をつなげば誰でも聴ける、といった行為には適用されないと検事総長が判断したからである。バスフォード検事総長は、連邦人権法が一九七七年に制定されるに際し、連邦議会の下院司法・法律問題常設委員会で、その旨を証言した。右第一三条挿入の主たる理由という。

この規定以外に差別的内容の表現を禁止する規定がある。「(a)差別を表現または含意し、もしくは差別を意図し、または(b)差別を誘発し、もしくは誘発することを意図した、掲示、サイン、シンボル、記章その他いかなる表示も一般住民を対象に出版、または展示、もしくは出版または展示する原因をつくることは、差別的行為である」(第一二条)。

連邦法には、もう一つの人権法がある。これは一九七〇年に制定された。その第二条d項は表現の自由を保障し、同二条は、立法で明示により定められない限り、その自由は剝奪、制限、侵害されてはならないと定めている。

以上のように、カナダの連邦レベルには、人権法と権利章典があるが、憲法は一九八二年施行が開始された。その二条は基本的人権として「(a)良心および宗教の自由、(b)プレスおよびそれ以外のコミュニケーション手段の自由を含む、思想、信念、および意見ならびに表現の自由、(c)平和的集会の自由、(d)結社の自由」を定めている。

後述の録音電話事件では、先述した電話通信による差別の禁止を定める連邦人権法第一三条一項は、連邦権利章典にも違反する、という主張がなされた。同二条は表現の自由を剝奪、制限、侵害するには立法による明文がなければならぬところ、連邦人権法はそうした明文を欠いている、というのである。しかし、この考え方は、支持されないであろう。新憲法第一条は「カナダ基本的人権と自由は、自由かつ民主的の社会において正当に説明されうる法の定める合理的範囲内で保障される」と定める。

2、国連の市民的・政治的権利に関する

国際規約と選択的議定書

一九六六年、国連が採択した市民的・政治的権利に関する国際規約は、表現の自由を保障するよう規定している。すなわち「(1)すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。(2)すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利は、口頭、手書きもしくは印刷・芸術の型態または自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報および考えを求め、受けおよび伝える権利を有する。(3)この権利の行使には、特別の義務および責任を伴う。従って、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。その制限は、法

律によって定められ、かつ次の目的のために必要なものに限る。(a)他の者の権利または信用の尊重、(b)国の安全、公の秩序または公衆の健康もしくはは道徳の保護」(一九九条)。

カナダ連邦政府は、この人権規約を連邦議会で批准するにあたり、その選択的議定書(プロトコール)もあわせ批准した。この議定書は、批准によりカナダ国民が国内において人権侵害があったと考える事件を、直接、国連の人権専門委員会に提訴することができるのである。ちなみに、日本政府はこの議定書を批准していないので、国際規約違反の事実が発生しても、右の委員会に、国民はそれを訴えることができない。以下に述べるカナダの事件をみると日本もその批准を今後の課題にすべきであろう。

二、立法的提言

連邦人権委員会の取り組みは、一九八二年に提言されたテレビ放送規則とラジオ放送規則の改正案に、立法論の形で表われている。連邦人権委員会は一九七八年より活動を開始した機関であるから、開設後五年を経て、この提言を行ったことになる。

連邦人権委員会は、毎年のように、テレビおよびラジオの番組のなかで、差別的内容のものがあったという情報に

接してきた。それはニュース番組、娯楽番組などの外にコマーシャルにも、差別的内容があるという情報なのである。

ところが、連邦人権委員会が、そうした申し立てが法に触れるかどうかを判断する際に依拠するテレビ放送規則とラジオ放送規則には、一九八二年当時、限界があった。これらの規則は、単に、特定の「人種、宗教、信条」について、表現の自由を乱用したコメントや画像を送ることのみが違法とされていた。そこでこうした内容を定めるテレビ放送規則第五條第一項b号と、ラジオ放送規則第六條第一項b号を、次のように改正すべきであると、連邦人権委員会は提言したのである。それは、禁止さるべき差別理由を人種、宗教、信条に限定せず、いかなる差別理由も禁止することとし、その上、例示として具体的な差別理由を例挙すべきであるという内容である。

すなわち「いかなる放送局も、いかなるネットワーク担当者(オペレーター)も、表現の自由を乱用するコメントまたは画像も送ってはならない。そして、特に、人種、国籍、種族、皮膚の色、宗教、性、年齢、精神障害又は身体障害を理由として、表現の自由を乱用したコメントまたは画像を送ってはならない」⁽²⁾

以上要するに、連邦人権委員会は、一九七八年から八二

年に至る五年の経験をふまえて、テレビおよびラジオの発信するコメントと画像が表現の自由の乱用にわたり人権侵害にならないためには、テレビ放送規則とラジオ放送規則がより包括的な差別禁止規定に改正されるべきであるという立法提言をしたのである。

三、具体的事例

1、電話・テレビ・ラジオ・パソコンによる差別通信

イ、差別的内容の録音電話の差し止め事件⁽³⁾

表現の自由を乱用した内容をテープにふきこみ、これを電話にとりつけて不特定多数にそれを聴く機会をつくった事件が、有名なジョン・ロス・テイラーとウエスタン・ガード(白人保護)党事件である。

この事件の経過は、右の録音電話が宗教および人種差別に当たるとユダヤ人が連邦人権委員会に訴えたところ、同委員会は連邦人権法違反として差別的電話メッセージをしないよう命じたにも拘らず、その命令に従わず、そこでテイラーには一年の懲役を、政党には罰金刑を命じたが、出所した後再び同じ行為を繰り返して、再度の法廷侮辱罪に処せられたものである。その間、ジョン・ロス・テイラー

とウエスタン・ガード(白人保護)党は、国内では連邦人権法の関連規定が、当時の連邦人権憲章法の表現の自由条項に抵触して違憲であると主張し、他方、国際人権規約の表現の自由保障に違反するとして、国連人権委員会に救済の申し立てを行ったのである。国内法でも、そして国際法上でも、その主張は入れられなかった。この事件は、論点を提起したと共に、連邦人権委員会命令の強制力の弱さも示すことになり、こうした表現の自由乱用行為を撲滅する方法を改めて考えさせた。

A、差別的録音電話の内容

差別的内容を録音電話で流したのは、カナダ在住の六九才の白人で、一九七六年以来、ウエスタン・ガード(白人保護)党の党首である。この政党は一九七二年にトロントに設立されたが、ジョン・ロス・テイラーが党首になってから、党員拡大と党勢拡張のため、民営化されているベル電話社の電話を通して、録音された内容を、有料でかけてくる人に伝える方法をとってきた。

問題になった録音電話の内容は電話をかけてきた人に対し「国際的財政危機の外に、国際的ユダヤ人集団が戦争、失業、インフレを引き起こし、世界のよってたつ価値観と基本原理を崩壊させるおそれがある」と警告をしていた。

この内容が、ユダヤ教という宗教とユダヤ人という人種を理由とする差別に当たるとされたのである。この録音電話は、連邦人権委員会が一九七八年七月六日、九月二一日、十一月十七日、十二月十九日、そして七九年一月九日に記録したものである。

この判定に至る手続きは後述するとして、くだんのテイラーとガード党は、この判定を得た後の七九年八月三十一日に、差別的な内容の録音電話が同委員会により録音された。その内容は、「今や、カナダの滅亡を招く彼等の過ちもさることながら、われわれは、われわれの信ずる人種と宗教を宣伝する権利を奪われたのである。」そして「われわれのキリスト教的な生活様式の崩壊をもたらす特定の人的、宗教的少数派が、この世に幅をきかせている事実を信じない者どもは、われわれの生活様式によってたつ単純明快な基礎、すなわち共通の宗派を決して理解することはないであろう」というものであった。

この内容も、当然のことながら中止するよう求められたが、それにも従わないので連邦裁判所が法廷侮辱罪の決定を下した。その時に提出された証拠には新たな差別的な内容の録音電話が記録されている。「いくつかの墮落しきったユダヤ人団体の犯罪共謀集団は、この電話をかけた人たちの生まれてきた権利を剝奪している。白人は立ち上り、失

地回復のため闘わねばならぬ」という、七九年八月三十一日、同一〇月二二日、十一月二七日のものである。

B、連邦人権委員会の中止命令

連邦人権委員会への訴えは、個人資格でもグループ資格でも行なわれた。これらユダヤ人による訴えは、調査に付され、その報告に基づき、審査のための委員会が設置された。審査は、一九七九年六月二日から一五日にかけて行なわれ、その判定は七月二〇日に下された。それによると録音電話の一部は差別的とはいえないが、大部分は、それを聴く人に嫌悪の情又は侮辱の感情を植え付けるものであって、その理由が特定の宗教又は人種に対するものである。差別は立証されたという。そして、テイラーとガード党に対し問題の録音テープを電話で流すことを中止することを命じたのである。八月二二日に至り、連邦人権委員会は、その判決に執行力をもたすために、連邦裁判所に送付した。これはカナダ人権法四三条に基づく手続きであるが、この手続きによって、行政委員会である連邦人権委員会の行政命令もあたかも司法機関である裁判所の命令と同一の効力を有することになるのである。連邦裁判所規則第二〇一条第一a項第a号がそのことを定める。

ところが、その九日後の八月三十一日、連邦人権委員会

は、その内容を若干変更したものの同じくユダヤ人を人種的かつ宗教上の理由で差別する内容の録音電話が設置されているのをキャッチしたのである。そこで同委員会の法律担当者はテイラーに対し、二日後の九月二日、手紙でこの差別的な内容の部分を一週間後の一〇月一〇日までには消さなければ、同委員会としてもすでに送付済みの判決を実施に移す手続きをとると警告した。それに対しジョン・テイラーは、一〇月一〇日付けの手紙で返答し、内容を変更した録音電話は内容に修正を加えているので、人権委員会の中止命令には違反しないと考えるが、録音内容を、もう一度修正するだろうというのである。

もともと、テイラーとガード党は、連邦人権委員会の審決、つまり中止命令に不服であった。従って、その事実認定はもとより法律問題について、不服があるなら、再審査委員会の設置を求めて、人権委員会に再審査請求ができるのであった。しかしこの手続きは四二条第一項により、最初の審査委員会審決が出てから三〇日以内になされなければ、その権利を失うと定められていたので、テイラーが気付いたのは、このタイムリミットを過ぎていたため、この再審査手続きはとれなくなった。ところが、この手続きに遅れても、連邦裁判法規則三二四条に基づく特別手続きによって、特別の事情が認められれば、再審査請求が例外的

に承認されるので、テイラーは、九月一四日、この申請をした。しかし、一〇月一七日、裁判所は、それを認める重大な事情は存しないと判断し申請をしりぞけた。

C、連邦裁判所による法廷侮辱罪判決

しかしその後も、人権委員会の判決に違反すると考えられる内容の録音電話を流したので、人権委員会は連邦地裁に対し、その執行を求める手続きをとった。しかし、この手続きも差別電話をやめさせる効果はなかった。それは、差別的な内容の録音電話を設置し、それにかければ誰でもその電話をかける状態を中止するように、今回は裁判所が命じただけで、その強制力はなかったため、それに従わないテイラーとガード党は、違反し続けたのである。

そこで連邦人権委員会としては、彼等が裁判所の命令と同じ効力をもつ中止命令が、法廷侮辱罪に当たるといふ告発手続きをとることとなった。人権委員会はこの間、彼等の差別的録音電話を傍受し、それを文書化して裁判所に提出した。それは一〇月二二日、翌一九八〇年の二月一七日の分である。裁判所は二月二二日、法廷侮辱罪の判決を下し、テイラーに対し一年間の懲役と、ガード党に対し五〇〇ドルの罰金を課した。ただ、この判決は条件付きで、録音電話が設置されなければ執行しないというもので

あったので、一九八〇年六月一日まで執行されなかった。⁽⁵⁾この間、テイラーとガード党は、右判決に控訴をしていた。この控訴手続きは、法廷侮辱罪判決の執行を停止させる効果を持たなかったので六月一七日、テイラーは収監された。しかし、控訴審は、その手続き中は懲役刑の執行を停止する命令を六月二二日に下したので、一旦、テイラーは釈放された。しかし結局、控訴審は控訴を棄却した。一九八一年二月二七日のことである。ところが、テイラーは、右の控訴審判決が、書面もしくは口頭による理由付けをせず、かつ、テイラーの提起した争点に何一つ答えていない、として最高裁に上告する異議申し立てをした。この申し立てについて控訴裁判所の首席裁判官はその必要性を認めず、その申請を却下した。

この間、テイラーの差別的内容の録音電話を、連邦人権委員会がキャッチすることはできず、テイラーもそれをしていないと主張したので、連邦人権委員会は、先の地裁による法廷侮辱罪判決が条件付きであったところから、刑の執行停止を裁判所に申し立て、それが四月一三日、認められた。⁽⁶⁾

テイラー側は、さらに訴訟を続けた。彼個人の判決に異議のある利害関係人とガード党は、テイラーとは別に、上告申し立ての許可を求めて、同控訴裁判所に異議の申し立

い渡し、さらに一年の懲役刑を言い渡した。テイラーは人権法一三条が新憲法の表現の自由に反するとして控訴した。⁽⁷⁾

D、国連人権専門委員会の判定

ジョン・テイラーとウエスタン・ガード党は、カナダ国内で、連邦人権委員会により、差別的行為があったという判決をえ、その禁止命令違反が法廷侮辱罪に当たると裁判所に言い渡されたが、これを国連の市民的・政治的権利に関する国際規約に違反すると主張して、国連人権専門委員会に訴えた。しかし、申し立て人の行為は右国際規約の人的・宗教的憎悪の唱道を禁止する規定に違反すると判定された。

提訴は一九八一年七月一八日になされ、その判定は約二年後の一九八三年四月六日に下された。⁽⁸⁾

テイラーおよびウエスタン・ガード党の主張によると、カナダの公権力機関は、干渉されることなくその意見を形成し、かつそれを保持する権利を侵害したが、それは、市民的・政治的権利に関する国際規約第一九条第一項に違反し、また、カナダの公権力機関は、表現の自由を侵害し、国民が選択するメディアによって、いかなる種類の情報およびアイデアを求め、受け取りかつ送る権利を侵害したが、これは右規約の第一九条第二項に違反するとい

てをしたのである、これも却下された。これでテイラーとガード党は、カナダ国内でとれる全ての手続きを試みたことになる。

右の却下は一九八一年六月二二日であったが、同二七日、遂にテイラーはオンタリオ州ヨーク地区刑務所に収監された。

以上のように、テイラーとガード党は執拗にカナダ国内での争訟手続きをフルに利用して争った。そして彼等の「表現の自由」に対するカナダ政府機関の行為に抵抗したのである。人権委員会も裁判所も、テイラーらの録音電話は宗教的・人種的差別に当たるとい判断はしていたものの、その行為の中止命令と法廷侮辱罪しか言い渡せず、録音電話の押収、電話使用禁止処分も法的にはできなかった。たとえこれができるも、完全にやめさせられたか疑問も残るのである。

一年の刑期を終えたテイラーは、釈放された後、再びユダヤ人攻撃のテープを電話にとりつけ、電話をかけた人にそれを聴かせた。それを知って、連邦地裁はテイラーに対し、人権委員会の中止命令であっても今や裁判所の命令にもなっているので、その命令に従うことを命ずるため、一九八三年五月、出廷命令を送った。⁽⁹⁾一九八四年に入って、連邦地裁は、テイラーに対し二回目の法廷侮辱罪を言

ある。

こうした主張に対し、カナダ連邦政府は、一九八二年五月一〇日、反論する文書を国連人権専門委員会に送った。

(1) 差別的内容の電話通信を禁止する連邦人権法第一三条は、表現の自由を保障する国際規約第一九条にも、人権保障をうたう同二条にも、そして法の下の平等に関する同二六条にも違反しない。むしろ「差別、敵意または暴力の煽動となる国民的・人種的または宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」と定める同第二〇条第二項に一致する。

(2) テイラーとガード党は国内法で保障されている全ての手続きを踏んだとはいえない。すなわち、連邦人権委員会の審決が下された後、その再審査請求するための三〇日の期限を過失によって徒過し、例外的に認められる申請期限延長も認められず、従って再審査手続を使わなかった。(3) 本件はガード党という団体が国連人権専門委員会に救済申し立てをしているが、その手続きを定める選択的議定書の第一、第二、第三、第五条および国際規約の前文は個人申し立てのみを認めている。

テイラー側は、このうち(3)について再反論し、再審査請求に遅れたのは九時間にすぎず、にも拘らず請求却下をされたのは、自由裁量権の苛酷、恣意的かつ乱用に当ると主張した。

国連人権専門委員会の判定は、テイラーの録音電話は、差別的唱道を禁止する国際規約第二〇条第二項に違反するといふのであった。(1)「テイラー氏が電話システムを通して流布しようとした意見は、カナダ連邦政府が国際規約第二〇条第二項に基づき禁止する義務を負うところの人種または宗教的憎悪の唱道の禁止に明らかに該当する。従って本委員会の意見によると、本件の申し立て（コミュニケーション）は、選択的議定書第三条の意味において、国際規約の規定に合致するものではない」。ただ、(2)テイラーが再審査手続を徒過した点については、手続き期限規定が例外を認めうる定めになっているので明確性に欠けるとした上、テイラーは合理的な努力はしたと判断した。また、(3)申し立ては個人申し立ての部分のみに対し判定を下した。

以上、要するに「本委員会は、本件申し立てを認容しな」と決定したのである。つまり、国連人権専門委員会は、テイラーの録音電話の設置によるユダヤ人攻撃は、表現の自由と通信の自由を保障する国際規約第十九条に違反せず、人種的・宗教的憎悪の唱道を禁止する同第二〇条第二項に抵触すると判定したのである。

ロ、差別的テレビの謝罪事件

人種差別の内容であると訴えられたテレビ局が、その非

イトルの下に、異なる種族、人種の人々が一つの屋根の下に住んでいる設定でお互いに相手の種族や人種をあげりあい、ジョークの材料にするという内容であった。訴えられたCTV側は、連邦人権委員会で、人々の偏狭さを指摘した内容だから、むしろ社会性をもってしていると反論した。

人権委員会は、この救済申し立てを却下した。その理由は、連邦人権法は、テレビ番組の内容が差別的であるからそれを止めさせてほしい、という訴えには適用されない（同一三条二項）からとした。しかし、人権委員会はCTV局と政府の電気通信委員会に、右訴えのあったことを通知した。注意を喚起する意味がある。

ニ、テレビ出演中止の差別棄却事件

宗教番組に出演して過激な表現で一部の市民を批難したため、テレビからおろされたが、宗教的内容以外の理由によるものとして、人権委員会が、差別的訴えを棄却した。

パプティストの牧師であるアール・ビー・ジュエップ師は、ピックル・パット・コミュニティ・テレビに毎週宗教番組に出演していた。そして、そのコミュニティにある商店で成人向き雑誌が店頭に並べられているのをとりあげ、その店主への反対キャンペーンに立ち上るよう番組を通して訴えた。ジュエップ牧師の番組は以前からも批難されたこともあったが遂に、局側は放送が宗教問題の範囲をこえ

を認め、謝罪すると共にその編集方針の変更と担当者の配転で解決した。

一九七九年九月に、CTVネットワークが放映した「キヤンパス・ギブアウェイ」という番組が、中国人を差別する内容であったことを認めた。しかし、それは意図的な結果ではなかった、としつつも謝罪し、局内の編集方針と経営方針そして担当者の首のすげかえを発表した。それに加え、無意識のうちに行っている人種差別が問題であるという内容のテレビ番組を放映する予定であると発表した。

この事件は、オンタリオ州中国系カナダ人委員会の常設委員会の訴えで始まり、オンタリオ州人権委員会が、右の解決策に力をつくした。そこで同一番組が人種差別であるとして連邦人権委員会に訴えられていた事件は、取り下げられたのが一件、もう一件は、右の解決案で和解すると考えられる。

ハ、差別的テレビの却下事件

テレビで流されたジョークに差別的内容があったとして訴えられた事件が、人権委員会の権限外であるとして却下された。

黒人連合戦線のノバ・スコシア支部の書記長ハミッド・ラシッド氏が訴えたのは、カナダ・ラジオ・テレビ社（CTV）の「ビザール」という番組で「偏狭な家族」というタ

ていることと、今回の事件でコミュニティの平和が害されたとして出演をことわり、内容が宗教に限定されれば再出演できると告げた。牧師は宗教を理由とする差別だとして訴えたが、人権委員会の調査報告は、今回の出演拒否が宗教以外の理由にあったと判断して訴えを棄却した。

ホ、若干の検討

カナダにおける連邦人権委員会と連邦裁判所は、差別的内容を録音したテープを電話につないでいて、誰でも關心ある者がその電話番号に電話をかけて聴いたり、録音したりできる状態にすることは、カナダ人権法の電話による差別的内容の通信は禁止するという規定に違反するとした。そうした行為に対しては、以後、その種の行為を行わないよう中止命令が出され、この命令に違反すれば、裁判所が法廷侮辱罪で、そうした電話を設置した者に対し、懲役刑に処し、そうした団体に対し罰金刑が言い渡される。

国連の人権専門委員会も、右の録音電話は、市民法・政治的人権に関する国際規約の宗教、人種に関し差別的な表現は禁止するとする規定に違反すると判定した。

右の先例は、宗教、人種差別に関する事件であるがこれはカナダ人権法および憲法が禁止する国籍、種族、皮膚の色、性、年齢、精神的または身体的障害を理由とする差別内容の録音電話にも適用されるであろう。ただ、国連の国

際規約は宗教と人種の外に国籍を理由とする唱導を禁止しているにとどまるので、右三つの理由が単なる差別禁止理由の例示と解釈されて、三つ以外の理由も同じく唱導が禁止されると解される必要がある。

ところで、右の先例は、録音電話の設置事件であるが、この理由は、ラジオ・テレビ・パソコン通信で、違法な差別的内容が放送または放映される場合にも適用されるであろう。何故なら、いずれも、不特定多数に対する差別的の内容の唱導という点で類似しており、またその手段が電気通信によっているからである。いずれも、視聴者の方から、電話なり、スイッチ、あるいはキイを用いることによって、そうした違法な差別的内容の通信伝達が可能な状態をつくっているからである。

2、テレビ・ラジオへの差別的取材拒否

カナダ人権委員会の審決には、テレビやラジオの取材や出演の拒否が、差別になるのかといった問題が争われた例がいくつかある。一つは取材の公正中立性を担保するために、取材対象となる企業の役員を夫に持つラジオプロデューサー解雇有効事件である。もう一つは取材と放映の自由が局側の編集権にあるとした差別事件の取材拒否事件である。なお、年令を理由とする出演拒否が差別と判断された

って取材し、報道するかどうかの充分な証拠はないが、一般の視聴者が、彼女の夫の地位の故に、客観性を欠く取材と報道をすると考える合理的な関連性があると審決したのである。解雇は違法な差別ではないことになった。

ロ、テレビ取材拒否の差別棄却事件

テレビに取材を求めて、自分が差別されていると訴えようとしたが、それを取り上げてもらえなかったことを差別的であるとして訴えたが、人権委員会は、伝統的な報道の自由に基づく番組編集権が局にあるとした。

サイモン・フレーザー大学のファロクイ博士は、CTVのニュース番組担当者に、一九八二年一月、手紙を送り、同大学では外人教員に初歩的なコースのみを担当させており、そのための自分は教授の職に昇任されないと訴え、国籍差別があるので取材に来るよう求めた。しかし、CTV局は、同二月、それに答えて、個人的な事件は取材できないが、人権協会に訴えてはどうかと連絡してきた。そこで博士は、CTVはかつて個人の事件を放映したことがあるのに自分の事件を取材に来ないのは、国籍および種族を理由とする差別に当たると訴えた。連邦人権委員会は、このニュース番組は一般視聴者に開かれておらず、何を取り上げるかは局側の番組編集権に委ねられており、本件は伝統的な報道の自由の問題であるとして、訴えを棄却した。

事件もある。

イ、ラジオのリポーターの解雇事件⁽¹⁾

一九八七年一月二三日、連邦人権委員会内に設置された再審査委員会は、取材の客観性を担保するために、ラジオ番組のプロデューサー、ライター、リポーターを兼ねる女子を解雇したカナダ放送局の処置を差別でないと審決した。それは担当する番組の取材相手が、その夫と深いかわりがあるものであったからである。解雇されたロゼアン・カシンは、ニューファウンドランドの漁業、石油、鉱物、水力、農業などのエネルギー問題を取り扱う資源取材班に所属していた。ところが、彼女が結婚した相手のリチャード・カシンは、ニューファウンドランド漁民組合の委員長であり、かつカナダ石油社の理事長でもあった。そこで、局は、取材が関係者に夫をもつカシンによることは、報道の公正中立、客観性を疑わしめるものとして解雇してしまつた。彼女は既婚を理由とする差別であるとして訴えたが、再審査委員会は、(1)結婚したことによって差別されるのは、一般に人権法が禁止する既婚を理由とする差別に当たらないもの、(2)マスコミ関係者に要求される「視聴者からみた客観性」は、その差別があつても法的には違法とみなしえない事由、つまり「適格職業要件」に当たると判断した。そしてロゼアン・カシンについては、彼女が偏見をも

ハ、ラジオ出演拒否の差別和解事件

ラジオの公開放送に出演できなかったのは年令差別の由であるという訴えが、局側の受け入れるところとなり、今後は年令以外の点でも出演差別はしないという謝罪の手紙で和解した。

オンタリオ州のハミルトン市で放送されているCKOCハミルトンは、一九八一年に、男性ストリップパーについての意見交換をさせる公開放送で、参加希望者に一才のキヤロリン・シレットちゃんが入っていることを知って、参加をことわつた。そこでキヤロリンちゃんは、年令を理由とする差別であるとして連邦人権委員会に訴えたが、局側は差別的取り扱いであったことを認めた手紙をキヤロリンちゃんに送ることで和解に達した。その後、局は、今後、年令、人種、出身、皮膚の色、宗教、性、既婚を理由として公開放送参加者を差別しないことが局の方針であると放送した。

ニ、若干の検討

ラジオ、テレビが客観的に公正中立でなければならぬことは、報道の自由にとって中核である。そこで、夫など身内に取材対象と利害関係のある者がいる場合、取材から記者をはずすことは「視聴者からみた客観性」の担保の方法の一つであろう。しかし、それが解雇という形をとって

いらひかは、カナダのイヌスロクン關係の雇用關係を前提として
はじめて肯定されるべきもの。そこでまた、事実上より雇
用をまつてゐるこの立証がなくとも、この容観性が疑わ
れるという審決は参考にならう。

チゴビヤラジナの編集、取材、報道が、何れもいつて表現
の自由の範囲に入る。然して、読者等を差別事件とするか
否とて取材を求めた場合、これを拒否するといふのは、差別
を肯定する意味並び、差別的な目的を附加したといふな
るから、この問題が及びなすところ。掲載入籍権を侵害
は、読者の編集権、取材権を濫用、世評やこの種の表現が相
たふならしむところなる問題が幾ある。

註

- (一) Walter Surma Tranopolsky, DISCRIMINATION AND THE LAW IN CANADA, 2nd ed. (1982), p.339.
- (二) Canada Human Rights Commission (CHRA), Annual Report, 1982, p.11.
- (三) Decision of the Human Rights Commission Under the Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights Concerning Communication. No. 104/1981.
- (四) CHRA, Annual Report, 1979, p.21.
- (五) CHRA, Annual Report, 1981, p.37.

- (六) CHRA, Annual Report, 1980, p.35.
- (七) CHRA, Annual Report, 1983, p.14.
- (八) CHRA, Annual Report, 1984, p.27.
- (九) 追加申し立ては一九八一年九月二二日と八二年八月四日
にありた。
- (一〇) Susra note 4, p.236.
- (一一) CHRA, Summary Decision, 17th and 18th Nov. 1980, p.3~4.
- (一二) CHRA, Summary Decision. June 20~21, Meeting, 1983, p.2.
- (一三) CHRA, Summary of Decision. 17th and 18th Nov. 1980, p.4.
- (一四) CHRA, Vol. 8. Dec. 591. D/3639.
- (一五) CHRA, Summary of Decision, Jan. 19 and 20, Feb. 16 and th 1981, Meeting, p. 4.